

違反是正の推進に係る 実務研修を振り返って

横浜市消防局予防部査察課長 山田裕之

はじめに

全国の消防機関は、平成13年の新宿区歌舞伎町ビル火災を契機とした消防法令の改正を受け、それぞれが消防法令違反の是正の取組に努めてきたところである。

しかし、平成24年に広島県福山市内で発生し惨事となったホテル火災を受け、消防庁が全国の違反処理状況を調査したところ、消防機関の取組は地域等により差異が見られ、長期間、消防法令違反が是正されていない状況や重大な特定違反が改善されていない状況が浮き彫りとなった。

消防庁は、その要因はさまざまあるとしながらも、特に違反処理の経験が乏しいことが大きいと考え、違反処理の経験の少ない消防本部の職員に、違反処理経験の多い大都市消防本部で実務的な経験を積める機会の提供に向け、調整が進められた。

こうして、東京消防庁及び政令指定都市消防本部が、中核市消防本部の研修生を分担して受け入れる「違反是正の推進に係る実務研修」（以下「実務研修」）が開催されるに至った。

本稿では、昨年12月に当局が実施した実務研修について、研修生の感想も交えながら紹介させていただく。

横浜市消防局の実務研修

消防庁が企図した実務研修の主眼は「違反処理の実務的な経験を積むこと」であり、研修生にしてみても、実際の現場を経験したいのだろうと思った。しかし、今回の実務研修に至る背景を考えれば、研修効果を確保するためには、通り一遍等の体験で終わらせず、違反処理を含めた査察行政本来のあるべき姿に向けて、どれだけの「気づき」を与えることができるかが肝心ではないかと考えた。

侃々諤々の議論を繰り広げながら迎えた昨年12月2日、これから始まる5日間の実務研修に、福島県、栃木県、群馬県から4人の研修生が意気軒昂たる姿で集まった。

カリキュラムと主な研修内容

実務研修のカリキュラムは下表のとおりである。

(1)1日目

研修の始まりは、重大違反対象物関係者への警告書交付の立会いであった。「警告書の手交場面を初めて見た」という研修生が多く、「重苦しい雰囲気

研修カリキュラム(12月2日～6日)

研修日	時間	研修内容
1日目	11:00 13:00	●入校式・オリエンテーション ●違反処理実務 警告書交付式立会い
	13:30 14:30	●査察職員の育成 ●査察実施計画の策定方法 査察管理委員会 重大違反対象物
2日目	15:30	●立入検査の実施手順 査察の意義 消防法第4条
	8:45 13:00	●査察・違反処理に係る規程と運用要領 規程及び運用要領の概要 重大違反対象物と是正指導の実例 ●査察・違反処理の実務(現地) 無通告による立入検査
3日目	8:45 13:00	●査察行政の現状と課題 横浜市の業務統計分析 充実強化に向けた横浜市の取組 ●査察・違反処理の実務(現地) 重大違反対象物の確認検査 重大違反対象物の実況見分
	8:45 13:00	●各本部懸案課題(違反)の合同検討 ●査察・違反処理の実務(現地) 重大違反対象物の確認検査 重大違反対象物の実況見分
最終日	8:45 13:00 17:00	●研修の振り返り ●関東支部違反是正事例発表会聴講 ●修了式



重大違反対象物で関係者から説明を受ける研修生(合同検査)



当課職員の講義を受ける研修生

気の中で、当たり前業務として行っている点に当本部との違いを感じた」等の感想が述べられるなど実務研修の動機付けにもなったようである。

当課係長による座学講義では、年度ごとの査察方針を決定し実績を評価する「査察管理委員会」(12年度から運用)をはじめとした当局の査察執行体制等を紹介した。

また、当局の内部研修で必ず実施する消防法第4条の解釈と運用について講義した。法第4条の強力な権限は、消防機関が果たすべき責任の大きさの裏返しであり、これを正しく理解することは査察員にとって極めて重要なことと考えている。

(2)2日目

初日の緊張が解け、研修生から積極的な発言が増してきた。午前中は、市内の重大違反対象物や法第5条の3命令の実例を、その後の指導経過も含めて紹介した。

午後は研修生の強い希望もあり、本市内有数の商業地域に当課の特別査察隊に同行しての無通告査察に出向した。2班に分かれての立入検査では、ともに物件の除去命令を発動した。研修生一同は、特別査察隊の「スピード感を持った対応」「コミュニケーションスキル」「必要最小限の実況見分」等々に感心しながらも、「難しいと思っていたが自分たちにもできるという気持ちに変わった」等、意欲的な感想を述べていた。

(3)3日目

午前中は、査察行政の現状と課題と称した筆者の講義であった。当局の近年の査察や違反処理の業務実績を分析した統計資料を提示しながら、「査察とは立入検査後の是正指導までを含むもので、消

防法の権限を的確に執行する違反処理は、厳正的確な立入検査とその後のフォローアップがあって初めて行い得るものであると考えていること」を述べ、当局で検討中の査察執行体制の充実強化の具体的な方策を紹介した。

研修生は一律に「立入検査結果通知書の交付で終わりがち」といった自らの消防本部の状況を口にしながらも、査察から違反処理までの一連の流れを確認し合い、組織改革に取り組むための第一歩として査察業務統計の分析に意欲を示していた。

午後は、重大違反対象物への警告に向けた確認検査に同行した。無届けの増築が行われていた違反対象物であり、本市建築局職員との合同実施であった。建築部局との連携は各消防本部で苦勞されているようだが、当局は近年の協議の積み重ねで10年前とは比べものにならないほど円滑な関係を築けている。こうした関係作りも、今後の研究課題として強く意識していただけたようであった。

(4)4日目

午前中は研修生がそれぞれ持ち寄った違反対象物に係る懸案事例について、当課職員も多数参加しての活発な検討会となった。

皆で具体案を提示しながら是正指導方針をまとめたが、研修生は「不安が解消された」「何よりも毅然とした姿勢が重要」「早速本部で実行したい」等々、ほとぼる意欲を強く感じさせてくれた。

午後は前日に引き続き、重大違反対象物への確認検査に同行していただいた。

(5)最終日

あつという間の最終日であった。午前中は、筆者が座長となり座談会形式で5日間にわたった実

❶ 違反是正

務研修を振り返った。研修生は口々に溢れる思いを語ってくれたが、「消防人としての本質を改めて思い返した」「悔しさ、恥ずかしさ等を感じた」「今回の気づきを、どれだけ職場で共有できるかが重要」等々、消防本部に戻ってからの自らの使命を自分に言い聞かせるように語っていたのが印象的であった。

午後は、当課が事務局を務める全国消防長会関東支部違反是正事例発表会に参加した。消防庁予防課の伊藤違反処理対策官の教育講演、その後の各消防本部からの事例発表を、今後に向けて高ぶる決意を固めながら聴講されたことと思う。

発表会終了後、いまだ熱気が冷めやらない会場で伊藤違反処理対策官立会いの下、当局予防部長より研修生各位に修了証をお渡しし、初の試みとなった実務研修のすべてを終了した。

研修生の感想

それぞれの消防本部に戻られた研修生の皆さんから実務研修の感想が届けられた。当人の理解を得たので、その一部を紹介させていただく。

○いわき市消防本部 中軍慶之氏

研修前は、地元消防本部で違反処理が進まない理由として、体制の未整備や人員不足等の課題ばかりが漠然と頭に浮かんでいたが、実務を体験し、関係資料の提供をいただくことで、具体的なさまざまな課題に気づき、把握することができた。

組織内部では決して感じることでできなかった「気づき」を地元本部全体で共有し、違反是正業務に生かしていきたい。

○宇都宮市消防本部 谷中康人氏

違反是正推進の必須条件は、組織の大小や人員数ではないことを強く感じた。市民の安全と安心、さらには消防活動の障害は査察を通して自分達が守るといった気概を啓発するなど、職員の意識改革が必要だと思った。今すぐにでもできることは、指摘事項を放置せず、改修計画を求め履行確認を徹底して行うこと。我々に与えられた権限の趣旨を良く理解し、適時適切に措置命令を行える体制作りは、市民の期待に応えるためにも喫緊の課題であると思った。

○前橋市消防局 岡本修一氏

横浜市消防局の取組を学び、立入検査に同行できたことで、非常に多くのことを学べた。また、横浜市消防局や他消防本部の方との意見交換により、当局の良い点及び改善すべき点に気づけたことが大きな収穫であった。

人の意識が変われば、組織を動かす力になると思う。今回の気づきを大切に、当局の現状を分析して原因を見極め、違反を放置しない体制づくりのために一歩ずつ前進していきたいと思う。

○高崎市等広域消防局 大嶋紀義氏

無通告の立入検査に同行し、違反の覚知(避難上支障となる物件の存置等)から消防法第5条の3の吏員命令、公告及び履行確認までの一連の実務を経験させていただいたが、今そこにある命を守るという違反是正のスピード感を強く感じる事ができた。日ごろから違反に対して苦勞している消防職員全員が経験できれば、違反処理に対する考え方が変わる気がする。この経験を生かし、当消防局の違反是正の方向性を見出していきたい。

終わりに

実務研修に参加いただいた研修生の皆さんが「たくさん気づき」を得て、各消防本部の査察執行体制の充実強化に向けた新たな歩みを決意されていることは、同じ消防職員として心から嬉しく思う。また、今回の出会いを縁として、今後も互いに切磋琢磨していきたいと思う。

僭越ながら、私が責任職の一人として常に自戒していることは、違反処理を含めた査察業務の推進は一職員の熱意やスキルに負わせるのではなく、「違反は許さない」という組織のひるまめ決意によるものでなければならないということだ。この決意に立ち改革改善への歩みが始まってこそ、今回の実務研修の成果を口にする事ができるものと考えている。

結びに、今回の画期的な研修を企画し調整していただいた消防庁に感謝するとともに、各消防本部の違反処理を含めた査察業務が十分かつ円滑に行われるための体制整備が促進されるよう、引き続きのご支援とご指導を心よりお願いし、研修報告とさせていただきます。